

令和7年度大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関 設備整備費補助金について

1 概要

感染症法第36条の3第1項に基づく協定を府と締結した医療機関において、新興感染症の発生時に、協定に基づく対応を速やかに実施できるよう、協定締結医療機関が備えとして実施する設備整備を支援するものです。(令和7年4月1日時点で協定締結が完了している医療機関を対象とします。)

2 対象となる事業の内容

・協定の内容(病床確保数や、対応可能人数等)を踏まえ、府が必要と認める範囲の次の事業

区分	対象となる医療機関	補助率
(1) 簡易陰圧装置	・病床確保に係る協定締結医療機関	10/10
(2) 検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置)	・病床確保、発熱外来のいずれかの措置を含む協定締結医療機関	10/10
(3) 簡易ベッド	・病床確保、発熱外来のいずれかの措置を含む協定締結医療機関	10/10
(4) HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限り)	・発熱外来に係る協定締結医療機関	10/10

※過去に本補助金及び新型コロナウイルス感染症対策として府から同種の補助金(3 頁8参照)の交付を受けたことがある場合、同種の設備についての補助は受けられません。

3 補助額

区分	単価の上限	整備対象の上限
(1) 簡易陰圧装置	4,320,000 円/床	協定による確保病床数/施設
(2) 検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置)	9,350,000 円/台	1台/施設
(3) 簡易ベッド	51,400 円/台	5 台/施設
(4) HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限り)	905,000 円/施設	—

※(1)に係る整備対象の上限である協定による確保病床数は、流行初期期間又は流行初期期間経過後における、重症患者用及び軽症中等症患者用の確保病床数の計のうち、大きい方の数とします。

【例】次の場合、8床と10床を比較し、大きい10床分が上限となります。

流行初期期間 重症:3床、軽症中等症:5床 計 8床

流行初期期間経過後 重症:4床、軽症中等症:6床 計 10床

※(2)、(3)について、病床確保及び発熱外来の両方の協定を締結している医療機関であっても、上限は同じ(1施設あたり(2)1台、(3)5台)です。

4 補助金所要額の計算方法

・補助金所要額は、以下の3つを比較し、一番低い額に、補助率を乗じて算出します。

①総事業費(補助対象外の設備整備を含む経費)－当該事業に係る寄附金等の収入(収支差額)

②補助対象となる設備整備に要した経費

③②のうち、補助対象となる額

※③については、実際の整備数量、単価が3の上限数量、単価を下回る場合には、実際の整備数量、単価で算定するものとします。(別紙参照)

5 スケジュール

時期	内容
・令和7年4月 16 日	府への事業計画提出期限
・令和 7 年6月(予定)	府から計画に基づく交付上限額の内示
・内示以降	医療機関において各種整備に着工
・時期未定	交付申請、交付決定
	実績報告、額の確定
・令和 8 年 3 月 31 日まで	府から医療機関へ補助金交付

※6月に予定している内示以降に着工される整備事業のみが対象です。

令和 8 年3月 10 日までに完了(施工業者等への支払い完了)してください。

6 事業計画について

・別紙の計画書に、必要事項を記入の上、整備対象設備のカatalog及び見積書とともに、大阪府行政オンラインシステムによりご提出ください。

・事業計画の提出がない場合、補助金の交付は受けられませんのでご注意ください。

7 留意事項

(1)事業計画の内容を審査し、本事業の原資となる国補助金の内示及び府の予算の範囲内において、各医療機関の交付申請上限額を内示します。

(2)この内示額は、補助の上限となり、後日の計画変更等による増額はできません。

(3)事業計画を提出した医療機関における補助金所要額の総計が国補助金又は府の予算を超過する場合や、計画の内容が、協定の内容に対し過大であると府が判断した場合、補助対象として採択されないことや、計画による補助金所要額に対し満額の内示額とならないことがありますので、ご了承ください。

(4)6月に予定している内示以降に着工される整備事業が対象です。内示前に着工された場合、補助対象となりませんので、ご注意ください。

(5)令和 8 年2月末までに事業完了(施工業者等への支払い完了を含む)してください。

※事業完了とは、納品等が完了し、請求書等による支払いがすべて完了するした状態を指します。

8 過去に補助実績がある場合に本事業の対象外となる補助金

(1)～(4)の区分ごとに、次の補助金です。判断は区分ごとに行います。

(病床確保の協定締結医療機関で、(1)のみ同種の補助金を受けていた場合、(2)～(3)は補助を受けられます。)

区分		同種の補助金
(1)	簡易陰圧装置	■令和2年度～5年度の ・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備等整備事業 ・新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金 ■令和6年度の ・大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関設備整備費補助金
(2)	検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）	■令和2年度～4年度の ・新型コロナウイルス感染症検査機器整備事業補助金 ■令和6年度の ・大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関設備整備費補助金
(3)	簡易ベッド	■令和2年度～5年度の ・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備等整備事業 ・新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金 ・新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金 ・新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業補助金 ■令和6年度の ・大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関設備整備費補助金
(4)	HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限ります)	■令和2年度～5年度の ・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備等整備事業 ・新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金 ・新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金 ・新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業補助金 ・新型コロナウイルス感染症外来診療(透析治療・周産期・小児医療)感染対策設備整備事業補助金 ■令和6年度の ・大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関設備整備費補助金

補助額の計算方法

【例】実際にかかった経費：18,600 千円(内訳は以下のとおり)、総事業費同額、収入 0 の場合

(1)簡易陰圧装置：5,000,000 円×2 床=10,000 千円 ※確保病床は5床

(2)検 査 機 器：8,000,000 円×1 台=8,000 千円

(3)簡 易 ベッド：40,000 円×15 台=600 千円

■単価、面積等ともに、上限単価・面積等と実際の単価・面積等を比較し低い方を採用し、補助額を計算

区分		単価		面積等		補助額
		上限	実整備	上限	実整備	
(1)	簡易陰圧装置	<u>4,320,000 円</u>	5,000,000 円	5床	<u>2 床</u>	4,320,000 円×2 床
(2)	検査機器	9,350,000 円	<u>8,000,000 円</u>	1 台	<u>1 台</u>	8,000,000 円×1 台
(3)	簡易ベッド	51,400 円	<u>40,000 円</u>	<u>5 台</u>	15 台	40,000 円×5 台

※下線は上限の数値と実際の数値を比較し小さい方です。

■区分(1)～(3)ごとに、4①(収支差額)、②実経費、③上記の額のうち、一番小さい数値に補助率を乗じて補助額を計算します。

(1)①=②>③…4,320,000 円×2 床×10/10=8,640 千円

(2)①=②=③…8,000,000 円×1 台×10/10=8,000 千円

(3)①=②>③…40,000 円×5 台×10/10=200 千円



補助金額：16,840 千円